



なんでやねん



発行責任者 兼橋 忠

No. 7 7

知っておこう 最低賃金法

最近、働く人の無知(知らないこと)を利用して、法律(最低賃金法)の定めに従わないで、安い給料で労働者を働かせている事業所が多くなっていることが話題になっている(2ページの新聞記事を参照すること)。

労働条件の中で、賃金と労働時間は特に大切なものだ。自分の暮らしを守るために、労働基準法や最低賃金法という法律があることくらいは覚えておこう。

【最低賃金制度とは】

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度である。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされる。

したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には、雇い主は、労働者に最低賃金額との差額を支払わなくてはならない。もし、そんなことがあれば、労働基準監督署に相談しよう。

たとえば、尼崎労働基準監督署は、尼崎地方合同庁舎の1階にある。

尼崎労働基準監督署の住所は、

尼崎市東難波町4-18-36

Tel 06-6481-1541 Fax 06-6482-5669

なお、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められている。また、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法で罰則(30万円以下の罰金)が科される。

最低賃金法

第四条

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

② 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

労働基準法

第二十四条

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について種々な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のものでも支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

地域別最低賃金

地域別最低賃金は、^{さんぎょう}産業や^{しょく}職

種にかかわらず、都道府県内の
事業場で働くすべての労働者と
その使用者に対して適用される最
低賃金として、各都道府県に1つ
ずつ最低賃金が定められている。

兵庫県の最低賃金

最低賃金は、時間給じかんきゅうで定められている。毎年、見直みなおされることになっているので、働はたらく場合は必ず確認かくにんしておこう。兵庫県の場合、

1時間：819円が最低賃金

(2016年10月1日から)と

いうことになっている。

ただし、業種によってはもっと高い最低賃金が定められている。
詳しくは、各府県の労働局くわうどうきょくのホームページで確認できるようになっている。働く場所の府県の労働局のホームページで確認することが大切だ。

HYOGO LASOUR BUREAU

ニース・トピクス 各種法令・制度・手続き 事例・統計集

ホーム > パナソニック電気金一覧表

※ 最低賃金一覧表 - 兵庫県

☆ 地域別最低賃金

※時間給額の基準は、平成26年10月1日から適用
※時間額の下の【 】内の金額は平成26年9月30日

時間額	☆ 地域別最低賃金
819円	兵庫県最低賃金
794円【 】	

最低賃金 高校生アンケート

高校の国さきへ、給
与が最悪労働金下回っ
た場合労働者が使用
者に差額を請求できる
ことを知っていますか？
―― 毎日新聞が全国
の19歳の生徒にアン
ケートしたところ、約
6割が知らないと言
え、最低賃金が毎年秋
に改定されることも
た。厚生労働省調査？
05年16年）でアル
バイ経験のある高校

差額請求権「知らず」6割

生は46歳上るが、最低賃金制度の知識が少ないまま働いて、若者が多いという事態が浮かんできた。

昨年11月、今年度のN・E（教育）新聞を、表紙指定校から定時制をもつ19校を選んて調査した。所在地は、北海道・岩手・栃木・埼玉・新潟・東京・神奈川・千葉・愛知・三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・広島・愛媛・福岡・熊本。1

最低賃金に対する高校生の認識

☒ 全体 ☐ アルバイト経験者



※毎日新聞のアンケートに19高校1268人が回答。アルバイト経験者は472人

る。それから92%と77%に高まった。ところが、制度の詳細を問うと、認知度は低。給与が最低賃金を下回る場合には差額を補うことができることは64%、金額が毎年秋に改定されることは76%が知らない」と答えた。パイロット経験者でもそれぞれ55%と57%が知らなかった。

パイロット経験者と給与と最低賃金の額を比べているところには44%にとまり、勤務地の最低賃金額を2割が知らないかった。また、パイロット経験者の3%は「最低賃金未滿の給与で働いたことがある」と答えた。研修中や見習い期間を理由に正規の時給より低くされたという回答もあったが、最低賃金法はこうした減額も一部の例外を除いて禁じている。岩手の女子生徒（3年）は「最低賃金が6950円なのには時給は615円だった」、京都の女子生徒（2年）は「時給1000円と言われ安いと思ったが、初めてのバイトだったので納得していた」と

「小林優、原田啓之 回答」

パイロットも労働者

本田由紀・東京大教授「教育社会学」の語
高校生パイロットは生徒であり、労働者でもある。こうした二重の立場を教材とし、リアルな形で労働法を教えるべき。知識を丸のみにせられしてしまう。労働法は働き手にとって切実なものであり、職場でもおかしなことあれば専門機関などいっしょに相談して構わないことを伝えることが必要だ。

無知につけ込む安バイト

ト経験があつた。

ると、それぞれ92%と イト経験者の3%は 回答した。

回答した。